

令和5年函審第12号

裁 決

漁船A防波堤衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 四級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官西村勇二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年9月26日03時50分

北海道花咲港

2 船舶の要目

船種 船名 漁船A

総トン数 199トン

全 長 46.20メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 1,471キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 設備等

Aは、平成24年10月に進水した、操舵室を最上層及びその下層に配置した3層の甲板室を船体後部の船橋楼甲板に、デリック装置各1基を船首楼後部及び船橋楼前部に、冷水倉1個及び1番ないし4番の魚倉を上甲板下にそれぞれ設け、船首両舷及び船尾左舷の各スラスト並びに1機1軸の可変ピッチプロペラ及びフラップラダーを装備する一層甲板型鋼製漁船で、周辺国との政府間協定により漁獲量、操業方法、操業範囲等が定められた、さんま棒受網漁業に従事していた。

操舵室（以下、上層側を「上部操舵室」、下層側を「下部操舵室」という。）は、前面が船首端から約25メートル後方に位置しており、上部操舵室前部には、中央に操舵スタンド、同右舷側にレーダー、同左舷側に機関及びスラストの各遠隔操縦装置、遠隔操舵装置、GPSプロッター並びにレーダーを装備していた。

操縦性能は、海上試運転成績書によれば、船首1.125メートル船尾4.433メートルの喫水、15.172ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で航行中、最短停止時間が約32秒、同距離が約80メートルで、舵角35度とした際の目測による旋回径が左右ともに船舶の長さの約2倍であった。

#### (2) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか15人が乗り組み、操業の目的で、船首2.0メートル船尾5.0メートルの喫水をもって、令和4年9月15日05時00分花咲港を発航し、同港東南東方約800海里沖合となる北太平洋の漁場に向かった。

a受審人は、翌々17日17時00分頃前示漁場に到着し、漁ろ

う長の指揮の下、移動しながら操業を続け、さんま約5トンを漁獲したところで帰航の途に就くこととし、船橋当直を自身が単独で、甲板部航海当直部員の資格を有する甲板員8人が2人1組で入直する2時間交代の5直制とし、越えて25日00時30分花咲港東南東方約400海里沖合の漁場を発進し、翌26日04時頃に魚市場前の岸壁に着けるつもりで、花咲港に向かった。

a 受審人は、9月25日23時00分下部操舵室に赴いて船橋当直に就き、翌26日00時00分周辺国の排他的経済水域付近を航行するのに伴い、遠方が視認できる上部操舵室に移動して遠隔操舵装置後方に置いた椅子に腰を掛け、航行中の動力船であることを示す法定灯火を表示し、レーダー1台をヘッドアップの0.75海里レンジで前方0.5海里を映したオフセンター表示に、他の1台をヘッドアップの2海里レンジでセンター表示に、GPSプロッターをヘッドアップで周囲8海里を映したセンター表示として花咲港東南東方約70海里沖合を西行した。

a 受審人は、03時10分頃花咲港入港に備え、自身が引き続き船橋当直に当たり、船首作業灯を点灯して乗組員を漁獲物の移替え作業に就かせ、03時47分半少し過ぎ花咲港西外防波堤東灯台（以下「西防波堤灯台」という。）から140.5度（真方位、以下同じ。）900メートルの地点で、西外防波堤東端と東外防波堤南端間の水域（以下「外防波堤港口」という。）の中央部に向け、自動操舵を手動操舵に切り替えて針路を332度に定め、14.0ノットの速力で進行した。

a 受審人は、程なくして他船のレーダー映像を船首方に探知し、同方向に視線を向けたところ、外防波堤港口に向かって南下する小型漁船を認めたので、以前付近で行き会った漁船同様に、東外防波

堤に寄せながら南下し、同堤南端を航過すれば東方に針路を転じる出航船と見込み、その動静を見守りながら操船に当たった。

a 受審人は、予想に反し、出航船が東外防波堤に寄せないまま南下するので、右舷を対して同船を航過することとし、03時49分僅か前西防波堤灯台から124.5度410メートルの地点で、針路を305度に転じるとともに機関及び翼角を操作し、12.0ノットの速力に減じて続航した。

針路を転じたとき、a 受審人は、出航船の動静に気をとられ、西防波堤灯台の灯光を目視したり、西外防波堤の位置をレーダーで把握したりするなど、船位の確認を十分に行わなかったため、船首方約400メートルとなった同堤に向首接近していることに気付かず、停止したり、左転したりすることなく進行した。

こうして、a 受審人は、右舷方の出航船を見ながら操船に当たり、同船を航過して視線を船首方に向けたところ、至近に西外防波堤を認め、右舵一杯としたが、及ばず、03時50分西防波堤灯台から113度10メートルの地点において、Aは、355度に向首したとき、原速力のまま、西外防波堤の東端部に衝突した。

当時、天候は曇りで風はほとんどなく、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、Aは、球状船首の座屈等が生じ、西外防波堤は、上部工コンクリートの破損及び壁面の亀裂が生じたが、後にいずれも修理された。また、通信長が、船室で食事中、衝突の衝撃により転倒して頸椎捻挫及び腰椎捻挫を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件防波堤衝突は、操業を終えて帰航の途に就き、夜間、花咲港にお

いて、外防波堤港口に向けて北上する際、船位の確認が不十分で、当該港口を形成する西外防波堤に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、操業を終えて帰航の途に就き、夜間、花咲港において、外防波堤港口に向けて北上中、船首方に認めた出航船を航過するため、針路を左方に転じた場合、当該港口を形成する西外防波堤に向首進行することのないよう、西防波堤灯台の灯光を目視したり、西外防波堤の位置をレーダーで把握したりするなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、出航船の動静に気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、西外防波堤に向首接近していることに気付かず、停止することも左転することもしないまま進行して同堤との衝突を招き、船体及び西外防波堤にそれぞれ損傷を生じさせ、通信長を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の四級海技士（航海）の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 2 月 6 日

函館地方海難審判所

審判官 濱 田 真 人